

特別研究員 各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

(公印省略)

令和4年度における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
特別研究員の採用期間の特例取扱いについて (通知)

日本学術振興会では、採用となった特別研究員に対し、申請書に記載の研究計画に基づく研究に専念することを義務付けるとともに、研究奨励金を支給しています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に様々な支障が生じ、当初の研究計画の遂行が困難となる等の状況が想定されたことから、令和2年度及び令和3年度に特別研究員の採用期間の中断(以下「採用中断」という。)及びそれに伴う延長を可能とする特例取扱いを設けたところです。

新型コロナウイルス感染症がもたらす影響は多様であり、各特別研究員における当初の研究計画の遂行が困難となる等の状況については、引き続き考慮しておくことが求められます。

このため、日本学術振興会では、令和4年度についても特別研究員の採用中断及びそれに伴う延長を可能とする特例取扱いを設けることとしました。

各特別研究員におかれては、本通知の内容をご確認いただき、本特例取扱いを希望される場合は、必要な手続きをお願いいたします。

記

1 採用期間の中断及びそれに伴う延長について

(1) 対象者

特別研究員(SPD、PD、RPD、DC1、DC2)のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が生じたため、採用期間の中断及びそれに伴う延長を希望する者

(2) 中断及び延長できる期間

採用中断の開始日は、令和4年4月～令和5年3月までのうち、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が出た月の初めからとし、一ヶ月単位で承認することとします。中断した採用月数について、採用期間を延長します。

また、本取扱いによる採用中断期間は、原則として採用期間中において通算12ヶ月を上限とします。なお、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員の採用期間の取扱いについて(通知)」

(令和2年7月28日付学振養第74号)又は「令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員の採用期間の特例取扱いについて(通知)」(令和3年2月24日付学振養第252号)によって既に採用中断の承認を受けている者が、新型コロナウイルス感染症の影響によるやむ

を得ない理由により通算12ヶ月を超える追加の採用中断を希望する場合は、別途12ヶ月を上限（この場合通算24ヶ月を上限）として採用中断を申請できることとします。

(3) 研究再開準備支援

本格的な研究再開に向け短時間の研究継続を希望する者は、採用中断の期間内において全部又は一部の期間について研究再開準備支援の扱いを受けることができることとします。申請の際は支援期間を2ヶ月単位で申請し、承認された月数の2分の1の期間につき、採用期間を延長します。

(4) 研究専念義務及び資格

採用中断中（研究再開準備支援の期間を除く。）は、特別研究員としての研究計画に基づく研究専念義務を免除しますが、当該年度の全ての期間において採用を中断した場合を除き、研究報告書は従来どおり提出して頂きます。また、採用中断中であっても、研究活動を制限するものではありませんので、科研費（特別研究員奨励費）を使用して研究を遂行することや必要な契約等を行うことも可能です。なお、採用中断中も特別研究員としての資格は継続します。

(5) 特別研究員（DC1、DC2）が休学した場合の取扱い

特別研究員（DC1、DC2）については、大学院博士課程を休学した場合は、特別研究員の資格を喪失することとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による研究活動への支障を理由とした特別研究員の採用中断中に限っては、大学院博士課程を休学した場合でも、特別研究員の資格は継続することとします。

(6) 研究奨励金の取扱い

採用中断中は、研究奨励金の支給を中断します。採用期間を再開した月から研究奨励金の支給を再開します。延長期間に支給する研究奨励金の額は、延長期間において適用される額となります。なお、研究再開準備支援の期間については、研究奨励金月額半額を支給します。

(7) 手続き

中断開始を希望する場合は、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員採用中断願」（別記様式1-1）に必要事項を記入し、中断開始日の2週間前までに受入研究機関の事務局を經由して本会まで電子メールにてご提出ください。

また、採用を再開する際は「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員採用中断再開願」（別記様式1-2）の提出が必要となりますので、中断願と同様の手続きにより再開日の2週間前までに本会までご提出ください。

なお、既に承認された採用中断期間等の変更を希望する場合は、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員採用中断期間変更願（別記様式1-3）」に必要事項を記入し、変更を希望する月の初めから2週間前までに受入研究機関の事務局を經由して本会まで電子メールにてご提出ください。

ただし、本通知により、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず通算12ヶ月を超える中断期間を申請する場合は、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員採用中断願（通算12ヶ月超）」（別記様式4）を中断願と同様の方法により本会までご提出ください。

2 その他

(1) 採用中断に伴って採用期間を延長する際の注意事項

特別研究員-DCについては、採用中断に伴う延長期間中に博士の学位を取得した場合、学位取得に伴う資格変更の手続きが必要になります。「令和4年度特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に記載の「Ⅲ-7. 採用後の学位取得による資格の変更（DCからPDへの資格変更）について」をご確認ください。

(2) 科学研究費助成事業（科研費）「特別研究員奨励費」について

科学研究費補助金（特別研究員奨励費）が交付されている研究課題（補助事業）のうち、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により年度内に完了することが困難となった研究課題（補助事業）については、文部科学大臣を通じて財務大臣の承認を得た上で、当該補助金の全部又は一部を翌年度に繰り越し、研究課題を継続することができます。

特別研究員奨励費の場合、原則最終年度の繰越はできませんが、最終年度の翌年度に採用期間があり、その採用期間中に研究を完了できる場合は、繰越申請を行うことが可能です。

なお、具体的な手続き等については、令和4年12月上旬頃に研究機関宛てに通知予定の繰越申請手続きに関する通知をご参照ください。

(3) 採用中断を伴わない採用期間の延長について

令和4年度に採用期間が終了する特別研究員（DC1、DC2）を対象とした採用中断を伴わない採用期間の延長に係る特例取扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、引き続き対応を検討いたします。

本取扱いに関するご不明な点等については、下記の本件照会先までお問い合わせ下さい。

【本件照会先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター
独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課
e-mail: yousei3@jsps.go.jp TEL:03-3263-4998